船舶を活用した医療提供体制の充実

令和８年度予算　３５８百万円　（令和７年度予算額　97百万円）

政策統括官（防災担当）
（船舶活用医療担当）

事業概要・目的

○「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」が令和６年６月に施行され、令和７年３月には「整備推進計画」が閣議決定された。令和８年１月からは、船舶活用医療の運用を開始したところである。

○　船舶活用医療を円滑に実施していくためには、船舶活用医療を実際に担う人材を育成・確保するとともに、発災時の初動体制を確保することが不可欠である。

○　また、毎年実施している図上・実動訓練の実施回数を増やし、自治体を含む関係者の練度向上を図るとともに、「活動要領（初版）」の検証をしていくことが必要である。

○　さらに、災害時における船舶活用医療への多様なニーズに的確に対応するため、船舶活用医療に関する様々な課題について、総合的かつ持続的に検討を行い、体制の充実を図る。

期待される効果

○　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の充実を図ることにより、被災地域における医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体の災害等からの保護に寄与することが期待される。

事業内容

※青字について海外調査を実施

【「船舶活用医療人材」の育成・確保】

・「船舶活用医療人材」育成のための研修プログラム及び教材作成について米国視察等を実施の上、調査検討を行う。
・また、発災時の初動体制確保のため、初動対応チーム（医療機関・医療関係団体）の研修・訓練等を行う。

【訓練の実施・検証】

船舶活用医療の実効性向上と関係者間の連携強化を図るため、大規模災害を想定した実践的訓練（実動訓練２回、図上訓練１回）を実施し、昨年度調達した資器材等の港湾への輸送等を含む活動全般に関する検証を行う。

【医療提供体制の充実に係る調査・検討】

船舶活用医療提供体制のあり方に関する諸課題について、有識者（防災、災害医療、船舶、地方公共団体等）の参画により総合的に調査検討を行う「船舶を活用した医療提供体制のあり方に関する有識者検討会（仮称）」を設置し、以下の調査を行う。

＜調査項目＞

・「船舶医療実施マニュアル（仮称）」作成に係る調査
・海外（米国、インドネシア）の医療船舶（運用を含む。）に関する先進事例調査
・研修プログラム及び教材作成に関する調査（再掲）